

回答書

額賀福志郎 衆議院議長
尾辻 秀久 参議院議長
海江田万里 衆議院副議長
長浜 博行 参議院副議長

令和6年7月30日
NHK 党代表 浜田聡

1. はじめに

皇位継承という国家の重大事に両院正副議長が精力的に取り組まれ、一刻も早く国会の総意を形成しようとされている努力に敬意を払うとともに、我が会派もご協力をいたしたいと存じ筆を取らせていただきました。議論の整理及び進捗に貢献できればと存じます。

さる7月17日の両院正副議長のヒアリングにおいて、海江田万里衆議院副議長よりご質問がありました点に関し、ここに回答をいたします。

まず回答する前に、我が会派の立場と原則を、改めて確認しておきたいと存じます。

我が会派は、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議の報告書で示された、「②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」と「③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」に関しては賛成、「①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」としては、先例に基づいて慎重に取り運ぶべきとの条件付きで賛成の立場です。

また、先日のヒアリングにおいて額賀衆議院議長より、「今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の順番について変更しないことについて」「皇族数の確保のための方策を講じることについて」「皇族の養子縁組を可能とすることで、皇統に属する男系の男子が皇族となることを可能とすることという方針について」の三点のお尋ねがありましたが、我が会派はそのすべてに賛成でございます。その上で、我が会派の意見を述べさせていただきます。

こうしたヒアリングにおける意見表明として、他党他会派へのヒアリングで提案されたと伝わる「准皇族」に関しては、賛成の意を表明したまででございます。より正確に言えば、「そのような議論に至った場合は賛成である」との前提条件付きの賛成であり、積極的に「准皇族を創設せよ」と主張するものではございませんことを、最初に確認させていただきます。

その折に海江田副議長よりご質問がありましたが、あまりに専門的なことゆえ、ここに改めて文書で回答する次第でございます。

本来ならば賛否の表明に留めるべきとも考えましたが、皇位継承問題は皇族の方々の人生に関わり且つ国家の重大事ですので、一刻も早く国会の総意形成にお役に立てるならばと、先例を念入りに調査した上で、回答する所存でございます。

先日のヒアリングの際にも申し上げましたが、九月になれば自民党総裁選、立憲民主党代

表選、それに公明党の代表選が予定されています。それ以前に与野党合意を取り付けるのが肝要と思い、急ぎ筆を取らせていただきました。

なお、「はじめに」と「おわりに」はですます調、本文と注釈は「である調」であること、ご海容いただきたく存じます。

2. 議論の整理

いわゆる「准皇族」とは何なのかの前に、議論を整理する。

現在、皇位継承問題のヒアリングにおいて、「①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること」を軸に、女性宮家を創設せよとの主張が議題となっていると理解している。さらにその配偶者が民間人の男性であっても、女性の場合と同様に皇籍を取得させて皇族とせよとの主張が持ち上がっているようである。

しかし、そもそも女性宮家とは何なのか不明である。すなわち、宮家の当主が一時的でも女性であれば女性宮家なのか、それともその宮家の代々の当主を内親王殿下あるいは女王殿下が継承していくのが女性宮家なのか、不分明である。前者であれば幕末から明治にかけての桂宮家が先例であると言えなくはないが、後者の場合にはそれは「女系宮家」ではないかとの懸念を禁じ得ない。また女性宮家当主の配偶者の方が皇族ではない一般人の男性であった場合に、その配偶者が皇族となり皇位継承権が生じるとなれば、その時点で我が国の歴史に一度も先例が無い「女系皇族容認」となる。これは日本の歴史そのものを改変する許しがたい事態と考える。

今回は、女性宮家を創設するにせよしないにせよ、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすることとした場合の配偶者の立場を問題とする。

仮に配偶者が一般人の男性であった場合でも皇族とせよと主張する論者の根拠は、「皇族と国民が一つに同居しているのは不都合である」の一点に収斂されるだろう¹。だが、一般国民の男性を皇族にすること自体が日本の歴史に存在しないので、その時点で我が国の歴史を変えることとなる。

¹ たとえば、立憲民主党の馬淵澄夫議員は、「政治活動の自由などの権利や財産関係に問題が生じかねない」と自身のブログで主張されている（週間まぶち NEWS 第 1128 号）。仮にそのような問題が生じるとしても、一般人の男性が皇族となる未曾有の事態に比べ、些末な問題とは思われる。馬淵氏の懸念が本当に生じるかどうかは、本論の対象外である。

馬淵氏は、そのような問題を起こす可能性がある、人格的に問題ある男性が女性皇族と結婚することを想定していることになるが、馬淵氏の主張どおり、そのような問題ある男性が女性皇族と結婚して皇族の身分を取得する場合の方が、皇族ひいては皇室に対する国民の感情を悪化させることとなり、皇室の将来を危ぶませることとなるであろう。逆に、日本国憲法施行後に結婚して皇族の身分を離れた元内親王と元女王には、政治活動の自由が認められているが、馬淵氏が述べるような問題を起こした方は一人もいない。

では、どうすべきか。四つの想定があると考えられる。

第一の想定である。女性宮家を創設するにせよしないにせよ、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとなり、皇族の男性とご結婚いただく場合である。次世代の男性皇族が悠仁親王殿下のみである状態で、このような想定における男性皇族とは、皇籍を取得された旧皇族の男系男子孫の方々しか考えられない。

この場合は「皇族と皇族の御結婚」であり、当然ながら賛成する。このような環境を整備するべしと考えて政府有識者会議報告書の②③の両案に賛成した。よりによって皇族の方の人生に他人が口をはさむのに躊躇せざるを得ないが、皇族の方々のご結婚は国家の重大事と考えて、あえて申し上げる次第である。この想定は我が党として勝手な仮定をしている訳ではない。小泉内閣では女系天皇容認の論を主張されていた笠原英彦先生も当時から「皇婿を供給する皇配族が現代の日本には存在しない。もはや一般の男性の中から皇婿にふさわしい人材を見出すほかはない。もちろん皇室の格式などを考慮すれば、戦後まもなく臣籍降下した十一宮家など旧宮家の関係者がまず対象となる可能性もある」と述べられている²。立法府として制度設計の前提として真剣に想定するべきであると考えている。

第二の想定である。与党及び多数派が「皇族と国民が一つの家庭に同居しているのは不都合ではない」と主張、押し切る。この想定に我が会派も反対ではない。正直なところ、「不都合」と主張する根拠に説得力があるとは言い難い。

しかし、皇位継承問題は静謐な環境の中で党派の垣根を超えて、後世に禍根を残さない形で与野党が合意するのが望ましい。皇室に累を及ぼさない為である。よって、特定の党派が強硬に反対している論点を押し切るのが、政治的に好ましいかを懸念する。また「九月より前に短期間で」となると、さらに懸念が生じる。

仮に与党を代表する自民党と野党第一党である立憲民主党が合意できるような場合には賛成するが、この想定に関しては回答の対象外であるので、立場の表明に留める。

第三の想定である。内親王殿下あるいは女王殿下が一般国民の方と結婚したいとのご意向を曲げられない場合である。

皇族の方々ができるように強く決心された場合に、誰が止められようか。その場合、皇籍を離脱していただき、一般国民となつていただくとするのが、現行の皇室典範の規定である。

①案も、当然ながら女性宮家も諦める。

以上の三つの想定の場合には、「准皇族」の介在する余地はない。第一の想定の場合には、考慮が不要である。だが、仮に第二の想定が実現せず、第三の想定で女性皇族の皇籍離脱を忸怩たる状態だと考えた場合に、第四の想定となる。

第四の想定である。女性宮家を創設するにせよしないにせよ、「①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」となつた前提である。その前提の上で、内親王殿下あるいは女王殿下が一般国民の方と結婚したいとのご意向を曲げられない場合である。この

² 笠原英彦『女帝誕生 危機に立つ皇位継承』（新潮社、二〇〇三年）一九一頁。

二重の前提の場合に配偶者の方には「准皇族」となっていたと主張だと理解している。

これは野田内閣における「皇室制度に関する有識者会議」において、日本中世史家の今谷明先生ヒアリングでの質疑において述べられた言葉だと承知している³。今谷先生は当日の有識者会議ヒアリングの趣旨だけでなく御著書でも、「先例を柔軟に運用してきたから皇室は存続してきた」とご主張されている⁴。

ここで言う「准皇族」とは、皇族の形式を持たないが、ただ一つを除いて実質的には皇族である存在である。待遇は皇族と同じだが、皇籍は取得できない。子も同じである。当然、配偶者にも子供（男女問わず）にも、皇位継承権はない。皇族の形式を持たないことによって、皇族の身分という形式とそれに伴う皇位継承権という実質は有さないのが、「准皇族」であると理解している。

なお、皇室の先例に倣えば、准皇族の方の敬称は殿下となろう⁵。民間人の男性が陛下と呼ばれた先例は、我が皇室にただの一度も無い⁶。

3. 准皇族とは

いわゆる「准皇族」について、学界での常識と思われる事実に基づいて述べる⁷。

形式的には、前近代において「准皇族」の先例と言える存在に、准后（准三宮、准三后とも）がある。皇后・皇太后・太皇太后の三後に次ぐ存在としての称号で、皇族だけでなく、多くの臣下にも宣下された。

貞観十三年（八七一年）に時の清和天皇が藤原良房に、封戸と隨身兵仗を与えるとともに、三後に准じて年官（官職推薦権）を付したのが初例とされる⁸。以後制度化され、約千年に渡る先例が存在する。人物によっては准后になったかならなかつたかで議論はあるが、二百

³ 平成 24 年 2 月 29 日。

⁴ 今谷明『象徴天皇制の源流』（新人物往来社、二〇一一年）。同著では、先例に准じつつ時代に合わせた運用を行い、それでいて大枠を守る重要性を縷々述べられている。皇室における「准」の意味を理解するためにも、ご一読いただきたい。

⁵ 古くは、摂政・関白・将軍など男性の臣下にも「殿下」の継承は許されてきた。有名な例では「太閤殿下」のように。農民の子供の豊臣秀吉も敬称は殿下であった。

⁶ 足利義満が死後に「鹿苑院太上法皇」の尊号を贈られようとしたが例はあるが、室町幕府により辞退された。

⁷ 以下、断りが無い限り、樫山和民「准三宮について:その沿革を中心として」(『書陵部紀要』第三十六号、一九八四年)に基づいて論じる。

⁸ 『日本三大実録』十九、貞観十三年四月十日条。ただし、この時は最晩年（翌年に死去）の良房に対して、経済的恩典を与えると同時に形式的な待遇を与えただけであり、「准三后にする」のような宣下があった訳ではない。制度化されて准三後の先例とされたのは後世のことである。

二十例以上の先例が存在するのは確実である。

准后は、多様な運用がなされた。清和天皇以降に外戚関係にある摂関に宣下、村上天皇が未婚の皇族女性に、後冷泉天皇が後宮の女性に、そして白河天皇が皇族以外の僧にも拡大、定着したとされる。

摂政関白が現役あるいは退いた後に宣下される「摂関准后」は、初例とされた良房以降に三十八例ある。

皇族に宣下された「皇族准后」は六十二例ある。内一例のみが親王で、他はすべて内親王・女王に対する宣下である。その後に入内して皇后になった例も存在する。なお、一条天皇と定子皇后の子の敦康親王は皇位継承を断念したという政治的事情があり、俗体のまま准三后となった親王の唯一の例となった⁹。

後宮准后は五十一例ある。天皇の妻である皇后に准じるので、皇女以外の後宮の女性にも宣下された。

僧徒准后は五十七例ある。その内、皇族出身者は十六例で、非皇族出身者は四十一例である。その多くは高僧に対する称号の意味合いが強いが、室町幕府宿老会議の調整役であった三宝院満済に対しては、権威付けの意味合いが認められる¹⁰。

以上に分類できない事例は、十四例ある。足利義満のように権力者としての絶頂期に宣下された者もいるが、北畠親房・足利義視・足利義昭のように引退時の称号として宣下された者も多い¹¹。

ちなみに最後の准后宣下は、明治元（1868）年の前関白九条尚忠^{ひき}に対してである。尚忠は明治四年まで生きたが、最後の准后存命者は桂宮淑子内親王殿下で明治十四年まで生きられた。言うまでもなく、淑子内親王殿下は女性宮家の先例とされる方である。

准后は、最初は経済的恩典として与えられ、やがて称号となっていた。明らかに権力者の箔付けとして宣下された例もあるが、逆に政界引退時に贈られた称号の意味合いの場合もある。

その運用は、融通無碍であったと言えよう。

なお、江戸時代には権力を伴う身分などではなく、完全な称号と認識されていたのは、松木宗子（東山天皇生母）が「大准后」と称されていたの一事で理解できよう¹²。

⁹ 倉本一宏『一条天皇』（吉川弘文館、二〇〇三年）。

¹⁰ 森茂暁『満済』（ミネルヴァ書房日本評伝選、二〇〇四年）。

¹¹ 前掲檜山論文によると、北畠親房は出家時に、義視は將軍継承断念時に、義昭は將軍辞職時に与えられた。引退時の名譽的称号とも言えよう。

¹² 東大の史料編纂所のデータベースを検索すると、松木宗子（後の敬法門院）を「大准后」と呼称する史料が九件ある。当時の人々が准后を、権力を伴わない称号として認識していた事実は分かつ。

ここで二百二十二例の先例すべてについて言及するのは不可能であるが、以上の記述により准后が「准皇族」の先例であるのは理解できよう。

念の為の確認である。前近代において、三后は皇族の身位であるが、皇女にあらざる三后は皇族ではないとの誤解がある¹³。しかし律令において、皇后（当然、皇太后と太皇太后も）は天皇の血を引く皇族であるのが前提であり、その三后に准じる地位は「准皇族」と呼んで差し支えない。また最近の学界の研究では、「天皇および男性皇族の娘にあらざる女性配偶者」も「王家」の一員であるとの理解が一般的である¹⁴。よって、皇族である三后に准じる准后を「准皇族」の先例としても差支えは無い。

最後に、報道その他では「準皇族」の用例があるが¹⁵、皇室において使われる場合はすべて「准」の字であるはずである¹⁶。

4. 憲法上の問題

我が会派は、積極的に「准皇族」を現代において創設せよと言うものではなく、先に述べた第四の想定の際には一般人の男性は皇族にはなれず、先例に基づけば「准皇族」までしか出来ないとする立場を述べたまでである。

その立場からすると以下は蛇足であるが、議論が徒に停滞することなく、政治的決定を速やかに進捗させるべく、容易に予想される憲法論についても、当日のヒアリングで聞かれなかったのではあるが、述べておく。

仮に、女性宮と一般国民の男性が結婚し、その際に配偶者の男性が「准皇族」となるならば、新たな身分を創設することになり、憲法第十四条違反が禁じる門地による差別になるとの反論が予想される。

¹³ 明治の皇室典範（第三十条）において、成文法においては初めて、「男性皇族の皇女にあらざる女性配偶者」を皇族と明記した。確かに正式に成文法で認められたのは確かだが、明治よりはるか以前に不文法として定着していたと言える。明治の典範は、その事実の確認だと解釈すべきであり、新規立法の新儀ではない。

¹⁴ たとえば、栗山圭子『中世王家の成立と院政』（吉川弘文館、二〇一二年）や佐伯智広『中世前期の政治構造と王家』（東京大学出版会、二〇一五年）など。「王家（＝皇室）に嫁いだ女性は王家の一員である」が大前提であり、成文法以前に確立された概念であると思われる。

¹⁵ 学術書でも、瀧浪貞子『藤原良房・基経』（ミネルヴァ書房、二〇一七年）のように「準皇族」を用いているが、後世の歴史家の概念規定であり歴史用語ではない。なお、同著では、藤原良房の実態を「準上皇」「準天皇」として描いている。すなわち、当時の良房が事実上の「准皇族」であったのは、古代史研究者の常識と言って良からう。

¹⁶ 前掲『象徴天皇制の源流』には、准摂政・准関白（内覧）の運用について述べられる。他に、准母。准大臣なども、皇室には存在したが、すべて「准」の字が使われた。

これは不可思議な話である。それが通るなら、現在までの政府有権解釈及び憲法学の通説すべてを見直さねばならないのではないか。

通説において、「皇室は人権の飛び地」とも称されてきた。この表現を使うかどうかはともかく、憲法第十四条の平等規定をそのまま皇室に適用する学説など、管見の限り発見できなかった¹⁷。仮に差別であっても、合理的区別として許容されるのは自明だろう。

日本国憲法下において、一般人の女性は婚姻によって皇族となることができる。これに憲法第十四条をそのまま適用すれば、男性に対する差別となり、憲法が禁じる性別による差別である。また、女性の中から特定の人物だけを皇族にしているのも、他の女性に対する門地による差別でもある。しかし、そのような学説を唱える論者など一人もいない。少なくとも知らない。なぜか。日本国憲法の人権規定は第三章「国民の権利」の言い換えである。日本国憲法は、第一章において皇室の存在を認めており、門地そのものである皇室に対して人権規定をそのまま適用できないとの学説が一貫して支配的であるからだ。どこまで適用できるかできないかに争いはあっても。

このような立場は、最近でも政府見解として概ね確認されている¹⁸。すなわち、一般論として憲法第二条を法の下での平等の「特則」としている。この日の内閣法制局の答弁は、旧皇族の皇籍取得は憲法第四条第五条を円滑に運用するために「憲法の要請するところ」とし、「現在一般国民である皇統に属する方を新たに皇族とすることを可能とする制度を法律によって創設することについては、憲法自体が許容しているもの」としている。以上の根拠により、旧皇族の皇籍取得は新たな身分の創設にならず、門地による差別に当たらないとされている。

以上はそもそも論であるが、では仮に「准皇族」が必要とされた場合に、違憲の存在となるであろうか。

日本国憲法において、女性は誰であろうと婚姻により皇族となることができる。これに違憲の疑いを差しはさむ論者は見当たらない。旧皇族の男系男子孫の方々の皇籍取得は、合憲

¹⁷ 以下の文献にあたった。芦部信喜『憲法 第七版』（岩波書店、二〇一九年）、野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利『憲法Ⅰ 第五版』（有斐閣、二〇一二年）、佐藤幸治『日本国憲法論第二版 法学叢書7』（成文堂、二〇二一年）、長谷部恭男『憲法第八版』（新世社、二〇二二年）、大石眞『憲法概論Ⅱ』（有斐閣、二〇二一年）、『憲法1』（宍戸常寿、渡辺康行、松本和彦、工藤達朗編、日本評論社、二〇一六年）、伊藤正己『憲法入門第4版 補訂版』（有斐閣、二〇〇六年）、小嶋和司『憲法概説』（信山社出版、二〇〇四年）、樋口陽一『憲法第四版』（勁草書房、二〇二一年）、初宿正典『憲法2（基本権）第3版（法学叢書；2）』（成文堂、二〇一〇年）、松井茂記『日本国憲法 第4版』（有斐閣、二〇二二年）、小林節『憲法 全訂』（南窓社、二〇〇〇年）、長尾一紘『日本国憲法全訂 第4版』（世界思想社、二〇一一年）。

¹⁸ 令和五年十一月十七日衆議院内閣委員会木村陽一内閣法制局第一部長答弁。

であるとの政府見解が示されている。これらと「准皇族」の区別があるとしたら、那邊にあるや。

一般国民が皇族となる根拠は、成文法では日本国憲法および第二条が規定する「国会の定めた皇室典範」に由来する。

同時に、政治的観点からは、皇室の先例の尊重が求められよう。では、皇室の先例とは、日本国憲法から見ると、どのような法的位置付けになるか。

芦部信喜の言葉を借りれば、「実質的憲法」である¹⁹。この場合の実質的憲法とは「国家の統治の基本を定めた法」であり、「成文であると不文であることを問わない」である。

我が国の「皇室法」は、芦部の言う「実質的憲法」に当たろう。皇室法とは、園部逸夫によれば、「皇室を対象とする諸規範の集合」と定義され、法源を「制定法、慣習、先例、条理、伝統等」に求められる²⁰。

一般人の女性が婚姻により皇族となれるのは皇室法に則ってであり、憲法および国会が定めた皇室典範に認めるところだからである。

旧皇族の男系男子孫の皇籍取得も同じ法原理により認められるだろう。旧皇族の男系男子孫は、日本国憲法下でも皇族だったのであり、それ以前に室町時代の後花園天皇の特別の御由緒以来の伝統が近代になっても受け継がれたので、日本国憲法下でも皇族であった事実は否定できない。これは日本国憲法と調和してきた皇室法における慣習が根拠と解釈できる。

では、一般人の男子が皇籍取得できないのはなぜか。皇室法に反するからである。そのような先例が無く、慣習や伝統になっておらず、我が国の歴史において一度も制定法で許容されなかったし、条理に反すると考えられるからだ。政治的には一時の多数決により皇室の伝統を歪められる事態は避けねばならないと考えるし、法的には議会も実質的憲法たる皇室法に基づいて議論すべきであり且つ拘束されると解釈するのが、皇室と調和してきた日本国憲法の立場であろう。議会は憲法より白紙委任を受けていて、憲法典の条文に反しさえしなければ一時の多数決で皇室の伝統を如何様にも作り変えて良いとするのは、不当な解釈であると思われる。

そして、「准皇族」は多くの先例があり、皇室法によって許容されている。一般人の女性が皇族になれるのと同時に皇族の実質は得られるが、一般人の男性には許されない。皇室の先例に照らせば、「准皇族」の形式までしか許されないのが我が国の皇室法である。

また、縷々述べたように、「准皇族」は身分としての運用をしていた時代もあったが、単なる称号としての運用をしていた時代もあった。どの先例にならうかは政治的に慎重であるべきだが、実質的権力や新たな身分の創設につながらない形での創設には、憲法上のどの

¹⁹ 芦部信喜『憲法 新版』（初版は、一九九二年発行。その内容の初出は一九八五年）四～五頁の用語。

²⁰ 園部逸夫『復刻版 皇室法概論』（第一法規、二〇一六年、初版は二〇〇二年）七頁。

ような問題も生じようがない。これを政治的に認めるかどうかは最終的に国会における皇室典範の審議に委ねられるであろうが、それは政治判断であって、合憲違憲の問題ではない。

繰り返すが、「准皇族」について憲法上の疑義は生じないと考える。何よりも、速やかに与野党により国会の総意を形成する政治的な観点から、「積極的ではないが、賛成する」が我が会派の立場である。

大前提として、先に述べた想定の場合において、一般人の男性は「准皇族」までしかなれないとするものである。

なお、今回は女性皇族の配偶者の立場についてのみ主に述べたが、その子供も同じである。

5. おわりに

再び述べます。皇位継承問題は皇族の方々の人生に関わり且つ国家の重大事です。一刻も早く国会の総意形成ができますよう、立法府の一員として切に願わざるを得ません。

現在も「一般人の男性が皇族になれる」などという、皇室の伝統に一度も無い横紙破りを押し通そうとする議論により、時間を浪費されている事態を憂慮します。

しかし、小泉内閣の有識者会議で「女系天皇容認」が打ち出されてから、どれほど議論が停滞してきたことでしょうか。悠仁殿下の御誕生で日本の歴史に一度もない女系天皇を容認する事態は避けられましたが、その後の政治が皇室をお支えする方策を打ち出せたでしょうか。

小泉内閣の有識者会議報告書を評価する意見を耳にもしますが、あれは悠仁殿下が御誕生される前の議論です。今とは、状況が違います。また、今回の回答書を作成するにあたり仔細に検討いたしましたが、女性皇族の配偶者と子供の立場に関して「必要がある」「性別による固有の難しさがあるとは必ずしも考えない」とするだけです²¹。なぜそれが許されるのかの根拠は見出しがたく、あえて言うならば悠仁殿下がお生まれになる前の、このままでは「世襲そのものを危うくする」との危機感でしょうか²²。現在において引きずられるべき議論ではないと思われま。

それに対し、現在の政府の「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議」が皇女和宮と将軍徳川家茂の関係を先例としたのは適切だと感じます²³。皇室の事柄は、すべからく先例に基づいて議論が行われるべきだと確信しております。

²¹ 平成十七年十一月二十四日「皇室典範に関する有識者会議報告書」

²² 同上。

²³ 本文で述べたように、摂関家は実質的には准皇族のような存在である。『禁中並公家中諸法度』第二条第三条によれば、摂関と三公（太政大臣左大臣右大臣）の宮中席次は親王より上である。また足利将軍の何人かは准三后を宣下されている。三代将軍家光以降は公家と武家が分離されたが、徳川将軍のすべてが大臣に就いている。ちなみに家茂は和宮との結婚時は内大臣で、極官は右大臣。

我が会派は、政府有識者会議報告書の②③に無条件で賛成、①に関しても皇室の先例に基づいて議論されるべきだと考えます。間違っても、「単なる一般国民の男性が皇族になれる」などという、その時点で我が国の伝統を破壊する議論には賛成できませんし、もし①案を採用した場合に女性皇族の方が一般国民の男性の方とご結婚されたいと申された時は、配偶者の方は「准皇族」までは構わないけれども同時に「准皇族」までしかなれないとの議論を展開させていただきました。

立法府の一員として申し上げますが、我々は直近の民意を受けているに過ぎないのであって、歴史の中では少数派にすぎず、皇室の伝統を好き勝手に作り変える権利などないと自覚しなければならないと信じております。

特定の会派の代表が党としての意見書が両論併記であるにもかかわらず、片一方の意見のみを声高に発信、議論を停滞させている事態を憂慮します。願わくば、議長より当該政党の代表に真意を聞くよう、働きかけていただくことを願います。

最後に、我々の使命は、皇族の方々の人生に関わることで、選択肢を用意する制度と環境を整備する事だと述べ、筆をおきます。

皇室をお守りする為、両院正副議長のご努力に、微力ながら貢献できればと存じます。